

九頭竜川流域委員会

1) 目的

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項(河川整備基本方針)と、今後20～30年の具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)をそれぞれ策定することになり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

そこで国土交通省近畿地方整備局長(以下、「局長」という。)及び福井県知事(以下、「知事」という。)は、九頭竜川水系の河川整備計画を策定するにあたり、九頭竜川に関し学識経験を有する者から意見を聴くため流域委員会を共同して設置することとした。

2) 設置

九頭竜川流域委員会は、局長及び知事が設置する。

3) 役割

- ・九頭竜川水系の河川整備計画の原案について意見を述べる。
- ・住民意見の反映について意見を述べる。